公立大学法人広島市立大学附属施設等運営委員会規程

令和5年3月28日 規 程 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則(平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号)第12条第2項の規定に基づき、附属施設等運営委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、広島市立大学学則(平成22年広島市立大学学則第1号)第6条第1項 に規定する附属施設・センター(以下「附属施設等」という。)のうち、学長が別に定め る附属施設等の運営に関して、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 附属施設等の管理運営の基本方針に関する事項
 - (2) 附属施設等の諸規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 附属施設等に関する中期計画及び年度計画に関する事項
 - (4) 附属施設等の運営状況の点検・評価に関する事項
 - (5) その他附属施設等の運営に関し必要な事項 (構成)
- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長(教育・学生支援担当)
 - (2) 学長が指名する附属施設等の長
 - (3) 学部の教授会の議を経て学部長が推薦する教員
 - (4) 教務·学部運営室長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めて指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、副学長(教育・学生支援担当)をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。 (委員の任期)
- 第4条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集 しなければならない。

(議事)

- 第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。 (専門委員会)
- 第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。
- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 (事務)
- 第10条 委員会に関する事務は、事務局教務・学部運営室において遂行する。 (委任)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。